

交通インフラ調査特別委員会設置についての決議

1. 当市議会に交通インフラ調査特別委員会を設置し，10人の委員をもって構成する。
2. 議会は，交通インフラ調査特別委員会に対し，次の事項の調査を付託する。

今後の交通インフラの在り方についての調査

3. 交通インフラ調査特別委員会は，議会の閉会中も調査を行うこととし，議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。